

外国人運転者の採用及び社会保険加入等について

今般のトラック運送事業における運転者不足に対処するため、外国人労働者を運転手として雇入れることに関する問い合わせが目立つようになってきましたので、採用する際の注意事項等について基本的事項をご案内いたします。

外国人運転者を選任運転者として雇い入れる場合であっても、運転者として選任するための要件は、国籍などにより変わることはありません。

また、外国人労働者であっても、労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令も、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。

雇用保険については、下記「雇用保険の適用要件」に該当する労働者は、原則として、国籍を問わず日本人と同様に適用され、健康保険等の社会保険や労災保険についても、外国人労働者も日本人と同様に適用（下記「社会保険の適用事業所と被保険者資格」参照）になり、速やかな加入手続きが必要になります。

さらに、外国人の雇い入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています。

●運転者の選任要件

貨物自動車運送事業輸送安全規則（過労運転の防止）第3条第2項

選任する運転者は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。

●雇用保険の適用要件

雇用保険は次のいずれかの要件に該当する場合に、適用となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 31日以上雇用見込みがあること。

貨物自動車運送事業輸送安全規則（過労運転の防止）第3条第2項に定められているとおり、二月以内の期間を定めて使用される者は運転者として選任できないことから、選任運転者は全て適用となります。

●社会保険の適用事業所と被保険者資格

株式会社などの法人の事業所、または従業員が常時5人以上いる個人の事業所は、適用事業所となります。この適用事業所に常時使用される70歳未満の人は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、被保険者となります。

また、パートタイマーについても適用事業所と常用的使用関係にある場合は、被保険者となります。常用的使用関係にあるかどうかは、労働時間、労働日数、就労形態、勤務内容等から総合的に判断され、労働時間と労働日数がそれぞれ一般社員の4分の3以上であるときは、原則として被保険者となります。

（※短時間労働者については、平成28年10月から対象範囲が拡大されます。）

●在留資格の関係について

在留資格と在留期限に注意が必要となります。また、在留資格は27種類あり、日本に滞在することはできても、就労して収入を得ることは許されていない在留資格もあります。この在留資格と在留期限はパスポートにシールとして貼付され、同時にICチップ内蔵の在留カードが発行されているので、必ず確認を行い、雇い入れようとする外国人が日本に在留している正確な在留資格と在留期限を把握する必要があります。

※原則として就労が認められていない在留資格（5種類）

文化活動・短期滞在・留学・研修・家族滞在

●派遣社員を運転者として雇い入れる場合

労働者派遣法では「労働者派遣とは、『自己の雇用する労働者を、その雇用の下に、他人の指揮命令を受けて、その他人のために労働させること』をいいます。

派遣元事業主と派遣先の間には、労働者派遣契約を結ぶ必要があります。派遣元事業主と派遣労働者の間には、労働契約が結ばれている必要があります。つまり雇用関係は、派遣元事業主と派遣労働者との間にのみ存在し、また、派遣労働者と派遣先の間には、指揮命令関係が存在します。

□ 派遣元の責任と義務について

- ・雇用主として派遣労働者と労働契約を結ぶ
- ・就業条件等の明示
- ・賃金の支払い
- ・社会保険・労働保険の手続き
- ・年次有給休暇の付与
- ・休業手当の支払い
- ・解雇予告・予告手当の支払い
- ・一般健康診断の実施等

□ 派遣先の責任と義務について

- ・労働者派遣契約に基づく就業条件の確保
- ・業務上の指揮命令
- ・労働時間、休憩、休日の管理
- ・派遣元で締結された36協定に基づく時間外労働、休日労働等の管理
- ・年少者、妊産婦の就業制限等

●外国人が日本で運転するために必要な所持すべき免許と運転できる期間

(道路交通法第64条、同法第107条の2)

《所持すべき免許の種類》

- ・日本の免許証
- ・道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に基づく国際免許証
- ・自動車等の運転に関する外国（国際免許証を発給していない国又は地域であって日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域（現在、スイス連邦、スロベニア共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び台湾の6か国1地域のみ。））の免許証（政令で定める者が作成した日本語による翻訳文が添付されているものに限る。）

《運転できる期間》

- ・日本の免許証：有効期間内
- ・国際免許証及び外国の免許証：日本に上陸した日から1年間又は当該免許証の有効期間のいずれか短い期間（ただし、住民基本台帳に記録されている者が出国の確認又は再入国の許可等を受けて日本から出国し、3か月未満のうちに帰国した場合においては、当該帰国（上陸）の日が国際免許証等による運転可能期間の起算日とはなりません。）

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821